明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（傍線部分は改正部分）

改正後

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一　食事で支払われる報酬等　健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二項第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事のみの額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一九、八〇〇円	六八〇円	一七〇円	二三〇円	二六〇円
青森県	一九、八〇〇円	六六〇円	一七〇円	二三〇円	二六〇円
岩手県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
宮城県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
秋田県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
山形県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二四〇円	二七〇円
福島県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円
茨城県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円
栃木県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円
群馬県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円
埼玉県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二四〇円	二七〇円
千葉県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二四〇円	二七〇円
東京都	二〇、七〇〇円	六九〇円	一七〇円	二四〇円	二八〇円
神奈川県	二〇、七〇〇円	六九〇円	一七〇円	二四〇円	二八〇円
新潟県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円
富山県	二〇、四〇〇円	六八〇円	一七〇円	二四〇円	二七〇円

改正前

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一　食事で支払われる報酬等　健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二項第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事のみの額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
青森県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
岩手県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
宮城県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円
秋田県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
山形県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
福島県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
茨城県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
栃木県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
群馬県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
埼玉県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円
千葉県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
東京都	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
神奈川県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円
新潟県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円
富山県	一九、八〇〇円	六六〇円	一六〇円	二三〇円	二七〇円